

新しい平和国家をめざして

1994 年 7 月

社団法人 経 済 同 友 会

## 《 目 次 》

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに                          | 1  |
| 1. 新しい平和国家としての日本              | 1  |
| 2. 新しい平和国家の指針                 | 2  |
| (1) 国際協調主義とヒューマニズムに基づく国家      | 2  |
| (2) 市民社会に支えられた国家              | 2  |
| 3. 新しい平和国家構築のための幾つかの方策        | 3  |
| (1) 新しい平和国家における日本国憲法：国民的論議を望む | 3  |
| (2) 世界と日本の健全かつ安定的経済発展         | 4  |
| ① 成長至上主義的経済政策からの転換            |    |
| ② 市場の健全性維持                    |    |
| ③ 新しい産業構造の構築                  |    |
| ④ 実効ある経済協力の取り組み               |    |
| ⑤ 省資源と地球規模の環境保全               |    |
| (3) 日本の社会のあり方                 | 7  |
| ① 三権分立の再認識                    |    |
| ② 個人と社会の新しい関係                 |    |
| ③ 新しい政治・行政・企業の関係              |    |
| (a) 政治・政府                     |    |
| (b) 行政・官庁                     |    |
| (c) 企業・経済界                    |    |
| (4) 世界と日本の安全保障                | 9  |
| ① 総合安全保障の考え方                  |    |
| ② 世界の安全保障に対する参画の方法            |    |
| ③ 自衛力の位置づけと役割                 |    |
| おわりに                          | 12 |
| 注釈                            | 13 |

## はじめに

我が国は、今まさに内外の変化に対応した新しい国家像を構想すべき時代の転換点に立たされている。したがって、我が国は、主体的に世界との関わりを再考し、同時に国内の仕組みを変革していかなければならない。

すなわち、世界においては第2次世界大戦後の国際秩序を規定してきた冷戦構造が崩壊し、新しい経済の仕組みや政治的リーダーシップのあり方など、旧来のボックス・アメリカナの延長ではない新しい国際秩序が模索されている。そして、そうした動きの中で、民族問題、国際的な発展段階の格差の問題、環境問題、人口問題、資源・エネルギー問題など人類の将来のために解決されなければならない諸問題が顕在化してきている。こうした問題を克服し、国際社会の安定的・平和的繁栄を図ることは、経済面を中心に国際社会における地位が向上した我が国にとって極めて重要である。

一方国内に目を転じれば、戦後50年を経て、国際社会における我が国の立場や人々の価値観が変化し、これまでの社会政策と一体となった成長至上主義的経済政策に代表される国家運営の様式や政治・経済・社会の構造が有効性を失いつつある。そのため、政治・経済の指導者の意識、政策決定過程など、無形の部分における変革をも求められているのである。

我々は、以上のような問題意識に基づき、新しい日本の国家像について議論を重ねてきた。世界の中の日本として、我が国が今後どう変わっていくかは、日本のみならず、世界の将来にも大きな影響を及ぼすものである。そこで、我々は、国民一人ひとりが日本の新しい姿を考える契機になることを望み、国際協調主義とヒューマニズムの思想に基づく『新しい平和国家』という一つの考え方を提案する。

### 1. 新しい平和国家としての日本

我が国は、これまで戦争の放棄と戦力の不保持のみを拠り所とする平和国家であった。新しい平和国家とは、これまで以上に国際社会についての的確な認識を持ち、我が国はもとより世界の健全かつ安定的な繁栄を実現するために様々な努力を行なう国家である。すなわち、一国のみの繁栄や一国の中だけの平和に終始することから脱却し、政治的にも経済的にもより一層世界に貢献し、世界と調和するための国内の仕組みと政策を持ち、かつ国際社会の諸問題の解決に積極的に取り組むことである。そして、世界の安全保障については国連など国際機関を中心として行動することを責務と考え、自国の安全については総合安全保障の考え方を追求する。

その実現のためには、例えば、世界に存在する貧困や不信などの紛争の原因を取り除いていくために、国連改革をはじめとして、国際社会を運営するルールを時代に合ったものに変革するよう求めていくこと、さらには、経済的自由化と政治的民主化に取り組む諸国に対しては、それらの努力に協力・支援することが重要である。また、国内では、国際社会の理解を得られるような市民社会を形成し、国民が豊かさを実感でき、国際的にも調和のとれた政治・経済・社会の仕組みに改革することが必要である。そのために、まず市場開放や規制緩和を進めるべきである。

日本国憲法前文には、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とある。この日本国憲法の理念を国際社会へのメッセージとして位置づけ、新しい平和国家を現実化するための様々な努力が「国家の信用」を高めることになると信じる。そして、世界各国における我が国の理解を促す方法として、経済のみならず文化交流や人的交流などの幅広い努力が求められている。

このような新しい平和国家の構築を考える際には、地球・世界の中の日本という視点と、個の尊重という視点が重要となる。そして、それは、それぞれ「国際協調主義とヒューマニズムに基づく国家」と「市民社会に支えられる国家」という指針によって表すことができるであろう。

## 2. 新しい平和国家の指針

### (1) 国際協調主義とヒューマニズムに基づく国家

新しい国際秩序の構築と人類共通の課題は、国際的な枠組みの中で解決されなければならない。そのため、国家の行動は人類共通の理念や目標の下に制約される時代、すなわち国際的な協調がより一層求められる時代になったのである。

我々は、現在の日本国憲法の理念「自由・民主・人権・平和」は、世界に通用する普遍的理念であると考え、新しい平和国家の構築に際しても、この普遍的価値を基礎とすべきである。

### (2) 市民社会に支えられた国家

新しい平和国家は、市民社会に支えられたものでなければならない。この際、市民社会は、ただひたすら制度面や現象面で欧米の後を追うのではなく、自らの歴史と、自らの民族の長所と短所を客観的に認識するという知恵の上に、顔のある市民社会として形成されなければならない。

日本に新しく形成されるべき市民社会には、個の確立および法と透明で公正なルールの遵守、という2点が必要となる。

我が国においては、これまで他者の尊重と一体となった個の尊重という考え方が希薄であった。こうした個の確立が重要であり、自己責任原則に基づいた国民一人ひとりの行動が求められている。また、その中で、国民の国家に対する「権利」と「義務」「責任」について、考え直していくことも必要である。

個が確立し、自己責任原則が全うされる市民社会を形成するためには、憲法や法の遵守、および透明で公正なルールの遵守が不可欠である。これまで、憲法や法の拡大解釈および不透明なルールに基づく行政、民間企業の行動があったことは否めない。法の解釈を独占することにより裏打ちされた行政指導は外国から見れば不透明なルールである。民間企業においても、法の恣意的な拡大解釈や不透明なルールに基づく行動がなかったとはいいきれない。それが、世界から見て「日本はわかりにくい国である」といった評価を生む原因の一つとなっていると思われる。

### 3. 新しい平和国家構築のための幾つかの方策

以上のような考え方の下で、新しい平和国家をどのように構築するか。ここでは、これから約10年の間に検討すべき幾つかの方策を提案したい。

#### (1) 新しい平和国家における日本国憲法：国民的論議を望む

憲法は国家の基本法として位置づけられる。したがって、新しい平和国家を考えるにあたっては、憲法の論議が不可欠である。我々は、現日本国憲法の理念「自由・民主・人権・平和」を人類に共通の理念として尊重しつつ、時代の大きな変化に対応して、憲法の本質やそれに基づく秩序を現在と将来の国民のものとして確保し、活かしていくことが必要であると考え。これが真に憲法を護るということである。

憲法制定後約50年を経過し、日本社会や日本人の価値観が変わり、また国際社会における日本の位置づけが変化する中で、憲法典の文言が現実と乖離しているものがある。加えて、文言の中には日本語の表現として整っていない箇所が多々ある。我々は今や、憲法改正を巡って国民的論議が必要な時機が来たと判断している。これまでは、一面では安全保障の論議が突出し、政争の具となってきた面があることは否定できない。そのため憲法論議がたびたびタブー視されてきた。安全保障に関わる問題は、数多く存在する論点の一つであることを認識し、前文を含む憲法全体が論議されなければならない。

## (2) 世界と日本の健全かつ安定的経済発展

### ① 成長至上主義的経済政策からの転換

これまで我が国は、官民一体となった所謂成長至上主義的経済政策により、その都度重点産業を決め、資金、技術、労働力を集中し、当該産業の国際競争力を強化するために、必要であれば新規参入や輸入の制限を行なってきた。高度成長と呼ばれる時代には、この目的のための行政指導も時には適切な措置であり得たのである。

しかし、我が国が経済大国と呼ばれるようになり、成熟化の段階を迎え、また経済の国際的相互依存がますます深まってきている。こうした変化の中で、我々は、国際的な経済ルールであり、かつ真の豊かさを国民にもたらすのは、ミクロ・マクロ両面における不均衡を排除する、実効ある市場メカニズムであるとの再認識の上に立って、従来型の政策からの脱皮を考えなければならない。

所謂経済的規制の緩和とはこのような政策転換の制度面への反映で、その一つのシンボルであり、決して古典的な自由競争にのみその理論的基礎を持つものではない。現在各論の段階にある規制緩和は、立法府や行政府だけにその責任を負わせるのではなく、我々経済人が自ら所属する業界の規制緩和に真摯に取り組まなければならない。規制緩和を唱えながら、実際は参入障壁などの規制に恩恵を感じているという姿勢があるならば、それは改められるべきである。

### ② 市場の健全性維持

我が国は、国際的には対外経済問題の解決のため、また国内的には真の豊かさを享受するためにも、「自由」「公正」「透明」な市場を構築しなければならない。そして、これは我が国が経済的に世界に貢献し、世界と調和するための第一歩である。

一方、広い地域での協力関係の成立を目指し、リージョナリズムに終始することなく世界市場の秩序を維持するため、国際機関の役割を強化することが重要になってきている。よって、国際的な市場経済のルールを構築する上で、GATT・ウルグアイ・ラウンドで設立が合意された世界貿易機構(WTO)の活動などに、我が国は積極的に参画すべきである。

### ③ 新しい産業構造の構築

我が国は、これまで産業構造の転換を図ることにより、その都度、過去の停滞期を乗り越えてきた。そして今、多様化、ソフト化などの言葉で表現される成熟化社会を迎え、今後ともなだらかな成長を実現するよう、再び新しい産業創出のためのイノベーションを必要とする時代に入ったといえる。一方、先進工業国全体が構造転換期を迎え、廉価な労働力を有する国が飛躍的に技術力を向上させつつ、世界貿易市場へ急速に参入してきている。こうした中で、我が国は、空洞化によってもたらされる技術

力の低下や雇用の喪失を防ぐために、産業ダイナミズムを維持し、活力ある社会を作って行かなければならない。それには、労働力の質と量の確保が必要である。このことは、単に我が国のためばかりではなく、国際的にも期待されている努力であることに留意しなければならない。

そのため、我が国製造業は、既存技術に基づき廉価な製品の生産を可能にするシステムの構築を主軸としてきたこれまでのパターンから、新しい技術そのものを創造していくパターンへ変化する必要がある。そして、それらの努力は新しい市場を創造するという経済構造の構築に繋がるものである。

そして、こうした観点から産業構造の転換を展望するならば、それは技術と市場を創造する真のイノベーションに基づく技術・知識集約型産業を中心として構築される必要がある。その中には、ソフトウェア、情報ネットワーク、バイオテクノロジー、新エネルギーなどが含まれよう。これらの技術に支えられた新しい産業は、それ自体、貿易財として有望なだけでなく、社会システムを大幅に変革する潜在力を有し、その波及効果により新たな事業を生むであろう。このような技術・知識集約型産業を育成していくためには、米国の例を見る迄もなく、自主的な判断と決意によって事業を興すことを可能にする起業家精神の奨励とサポートシステムなどベンチャービジネスの推進が必要となる。

従来の同一産業内の秩序維持のための産業政策では、こうした新しい変化には対応できないであろう。そこでは基礎科学重視、イノベーション重視、起業重視といった視点からの諸政策が重要であり、例えば科学技術に関する予算の見直しなどが急務である。加えて、企業の創造性を高めるためには、人材の多様化を推進しなければならず、そのための教育制度の見直しも検討されなければならない。

このような産業構造の転換を円滑に進めるためには、より効率的でより安全な金融・資本市場の整備も不可欠である。金融機関の健全性、競争力をさらに高め、市場運営のルールを一層透明なものとし、資金の迅速かつ安全な流れを確保していかなければならない。そのためには、一段の金融自由化、競争の促進、金融インフラの整備、金融・資本市場の国際化が必要である。

#### ④ 実効ある経済協力の取り組み

国際社会において、紛争の原因となりうる貧困の問題を解決するためには、まず政府開発援助（ODA）を被援助国のニーズに見合うよう、質量両面にわたり、より一層拡充することが必要である。より具体的には、従来の要請主義の見直しなど実施体制の改善を図るほか、軍縮や地球環境保全など国際秩序の構築や人類共通の課題の解決のためにもODAを戦略的に活用すべきであろう。また、昨今、草の根の国際協力を推進するNGOの活動が活発となってきている。我が国におけるNGOの活動を支援するための制度・枠組みの整備が急務であろう。

一方、冷戦構造の崩壊により、世界には政治的民主化と経済的自由化に取り組む多くの国が存在している。これら諸国が円滑に新しい体制に移行していくことは、世界の健全かつ安定的発展に不可欠であることは言うまでもない。我が国は、国際社会における立場を充分認識して、これら諸国の努力に支援・協力していくことが重要である。特に民間企業としては、このような地域との投資・貿易関係に未だ多くの問題を抱えてはいるが、経営ノウハウなどの技術移転、とりわけ人材交流を積極的に展開することが望ましい。

なお、我々は、貧困から発生しているもう一つの問題、即ち人々が貧困からの脱却を求めて、世界的規模で移動を始めていることに注目する必要がある。我が国産業界が、特に東アジアおよび東南アジア地域に工場進出など対外直接投資を行なってきたことは、この地域の発展に少なからず貢献をしてきたといえよう。今、我々の経験と日本の今後の経済・社会の変化の中で、この問題は、他の先進国、労働者の出身国との調整も含めて、慎重に取り組んでいくべき問題である。

#### ⑤ 省資源と地球規模の環境保全

近い将来、人口爆発を背景に地球規模での資源環境問題が深刻化し発展阻害要因となることは不可避であろう。この問題は、世界の健全かつ安定的発展を確保するためにも、取り組まなければならない課題である。

従来の我が国の経済構造は資源・エネルギー多消費型であった。しかし、数次のエネルギー危機や様々な環境問題に直面してきたにも拘らず、省資源・省エネルギー技術、環境対策技術の開発・導入により問題を克服してきた。さらには、マイクロエレクトロニクスなど先端技術の積極的導入により、経済的活力を失うことなく資源多消費型産業構造の体質転換を進めてきた。

今また、地球規模の資源環境問題が重視される中で、この努力が更に継続され、それが広く裾野にまで広がってゆくことが必要となっている。そのための技術力が今まさに工業発展の時代に入った各国、わけでもアジア諸国に移転されることは、単に地球規模の省資源にとって有益であるばかりでなく、我が国を取り巻く大気・海洋の汚染を防止する上でも喫緊の課題である。我が国は地球環境問題に対して徹底した実態の認識、国際的なルールと体制作り、環境保全修復技術の開発などに積極的に取り組み、大きな国際貢献を果すべきである。



### (3) 日本の社会のあり方

#### ① 三権分立の再認識

真の民主主義の下で、個の確立および法と透明で公正なルールの遵守に基づく市民社会を構築していくためには、「立法」「行政」「司法」の三権分立の重要性が再認識され、それぞれがその本来の役割を充分担うことが期待される。そうした中で、「司法」が国民にとってより身近な存在となることも重要であろう。

また、三権分立を機能させ、憲法を国の最高法規として護っていくためには、制度として憲法改正の手続きが明確にされていること、及び法律その他の国家行為が憲法の条項に照らして有効か無効かの判断をする制度が確立されていることの2つが重要となる。そのためには、憲法改正国民投票法の制定や憲法裁判所の設置などが検討される必要がある。(注1)

#### ② 個人と社会の新しい関係

国内の仕組みの再構築を考えるにあたっては、個人で解決できることは個人で、地域で解決できることは地域コミュニティで、さらには、市町村、都道府県、そして国へと問題解決の範囲を徐々に移行させてゆくという考え方を導入すべきである。これは個の確立と公正の尊重に基づく所謂『サブシディアリティーの原則』である。例えば国と地方のあり方についても、このような考え方に立って、地方自治の原則を再確認し、国全体の仕組みが再検討されるべきである。(注2)

#### ③ 新しい政治・行政・企業の関係

政治におけるいわゆる55年体制の崩壊に則して、従来の政治・行政・企業の間を癒着とみなし、その結合の強さを鉄のトライアングルと呼んで否定的に考察する見解が強い。確かにこれまでの関係には、成文化・ルール化されていないものがあり、またかつては有効であった調整原理が今日では既得権益の擁護の性格を強くしている面があるなど、批判されても止むを得ない点も多い。

しかし、政治・行政・企業の間を癒着とみなすのではなく、それが癒着に転じて既得権益化し、産業発展の阻害要因となり、腐敗した政治の維持機構になっていたことが問題なのであって、それが摘出・是正されるべきなのである。しかも、不文律的なものが多かったためにその多くが国民の目から見ても不透明であるばかりでなく、「顔の见えない日本」、「ヴェールに包まれた意思決定システム」として海外の指導者の目にも映っている。言い換えれば、国際的な視野に立つべき日本のシステムのあり方としては、不適切なものが多くなりつつあることを事実として認めなければならない。

今後は、これらの状況を客観的認識として明確にした上で、時代に対して柔軟性を発揮し得る新しい政治・行政・企業の関係のあり方を創造すべきである。その際、この関係は国際的に理解され適用され得る透明なルールに基づき、相互のチェック機能が働くものであるとの原則に立つべきである。

#### (a) 政治・政府

政治の機能は、国の安全、外交、国民の福祉、経済システムの枠組みなどといった国の基本的政策について、国としての整合性を求めた政策を提案し、実行することにある。従って、将来的には、政策中心の政権交替可能な政治環境が醸成される必要があり、各政党が独自の政策立案能力を持つことが期待される。

また、強調すべきことは、国民が選挙における投票行為を通じて政治に参加していることである。政治を変え得るのは、国民一人ひとりの政治に対する自覚と責任であることを思い起すべきである。

そして、今後望まれる政府は、省益を超えて、国として全体的に整合性のある基本政策を策定・実現する機能的で時代に適応力を持つ政府である。これからの我が国の潜在成長力を大きく左右する政策課題である社会資本整備などについては、政府が我が国の将来を見据え、有効な社会資本の蓄積を企図し実施しなければ、国民経済に多くの無駄を強いることとなるであろう。したがって、硬直的な予算配分方法は必要性に基づき是正されなければならない。さらに、今求められる政府の役割は、成長至上主義的経済政策を終焉させるプログラムの策定と実行を強力に推進することである。

#### (b) 行政・官庁

行政もまた、行政改革や規制緩和を通じて、「自由」「公正」「透明」な市場の構築を推進しなければならない。そのためには、企業や消費者などが守るべき自由主義社会のルールを明確にし、ルール違反を厳格に罰する制度を確立することも必要である。

そして、各行政主体である省庁は、幅広い視野を持ち、各分野における政策メニューを作成し、政治に政策の選択肢を提示することが必要である。そのためには、省益に基づく非効率・かつ不公正な行政システムは見直されなければならない。

また、より公正な行政システムを構築するために、公務員の採用のあり方、天下りと見られない官民の平等な人材交流の促進のあり方、行政へのチェック・システムのあり方、情報公開の促進などの検討が期待される。

### (c) 企業・経済界

企業は、社会を構成する重要な単位であるとの考え方を、上場・非上場、大企業・中小企業の別なく徹底させることが重要である。すなわち、経営者は、企業の社会的責任を再確認し、社会的規範に則った意思決定を行なわなければならない。コーポレート・ガバナンスの観点からみれば、企業は特定のステークホルダーに偏重することなくバランスのとれた関係を保つことが、企業競争力維持の点からも必要である。

また、経済界は、自己責任の自覚に立った経営者によって構成され、産業・企業間関係の公正化と透明化を進めていかなければならない。そのために、業界団体の役割、業界と政治・行政との関係のあり方、業界の市場情報の公有化、企業のディスクロージャーの原則等が検討される必要がある。なお、今日以後の変化の中で、経済四団体のあり方についても客観的な見地から検討が行なわれるべきであろう。

これからの経済団体のあり方としては、経営者の相互研鑽の場という機能に加え、政策提言機能の強化を通じて、社会のオピニオン・リーダーとして存在すると同時に、国際社会と日本経済の接点になるという役割が重視されていくべきである。そして、経済団体が改革の痛みを自ら負う意志を持った経営者の集団となった時、その発言は社会で意味を持つものとなるであろう。そのためには、各政党、労働組合、消費者団体など社会各層の諸集団との対話・コミュニケーションを図っていくことが重要となる。

## (4) 世界と日本の安全保障

### ① 総合安全保障の考え方

経済的関係が相互に地球的な拡がりを持ち、かつ兵器にも利用され得る科学技術の発達が高度な水準に達した今日のような世界にあっては、安全保障は軍事面だけで論じられるべきではない。健全な経済を維持・発展させ、あわせて教育や文化などの国内政策の充実を図るとともに、経済協力や文化交流など積極的な外交政策や平和のための多種多様の努力によって、世界や日本の安全保障が確保されなければならない。すなわち、我が国はもとより世界にとっても、総合安全保障という考え方がより重要となってきた。

よって、我が国は世界情勢について独自の判断ができるよう、政治や経済のみならず、文化、宗教、民族なども含めた総合的情報を収集・蓄積・分析する体制を作る必要がある。そのためには、専門家の育成、世界各国の有識者への接触、公開文書、新聞・雑誌、テレビ・ラジオなどの利用を強化しなければならない。

## ② 世界の安全保障に対する参画の方法

我が国は、憲法第9条を盾に何もしないという消極的平和国家を目指すものではなく、総合安全保障という考え方にに基づき、平和憲法の意味と日本が持つ特徴を充分踏まえた積極的平和国家を築き、世界でその役割を担うべきである。そのためには、まず非核3原則や武器輸出の禁止を実行する唯一の国として、世界の軍縮を進めるために努力しなければならない。国際的安全保障の取り組みについては、日本が得意とする分野、例えば経済協力や技術協力を積極的に展開することにより、紛争の原因となる貧困の問題に取り組むことが重要である。

一方、紛争地域などに対する国際的な取り組みに関しては、被災地難民への食料、衣料、医薬品など生活関連物資の提供や医療活動などの人道援助を中心とする国際救援活動、また資金面などの経済的側面を中心に協力を行なうべきである。そのためには、例えば国連難民高等弁務官事務所の活動に対して、資金面での協力を拡充するとともに、人的貢献を促進する方策が検討に値しよう。

そして、停戦が合意された地域における国際的平和維持活動については、カンボジアにおける警察・自衛隊・ボランティアによる参画などを一つの具体例とし、今後も積極的に推進するよう必要な法整備を進めなければならない。

国連協力については、まず国連経済社会理事会へ積極的に参画することにより、環境、人口、貧困、エイズ、難民などの人類共通の課題に取り組むことが重要である。また、国連安全保障理事会常任理事国への参加により、平和国家としての日本の考え方を国連政策に反映させ、国際社会での責任を果たすべきであるというもっともな考え方があろう。これは諸国間で国連改革の論議が進みつつあり、また参加による我が国の義務と責任について国民の間に危惧の念もあるので、十分な討議の後に決定されるべきであらう。

## ③ 自衛力の位置づけと役割

近代国家の古典的概念に照らすならば、我が国の憲法は自衛力の保持を認めるべきである。これなしに国連平和維持活動への自衛隊の参加を認めることは、憲法を空文化する行為に等しい。

しかし、そうした決定に対する世界各国、わけでもアジア諸国の強い反応は、憲法上自衛力の保持を認めるために、解決しなければならない課題が存在していることを我々に教えている。したがって、世界の各国に対して、我が国の行動に対する理解を促すような外交努力が不可欠である。とりわけアジアとの政治的、経済的連帯を強化しつつ、過去の戦争でアジア諸国民に与えた様々な苦痛に対して十分な反省の意志を示し、我が国に対する不信感の払拭に努めることが先決である。そして、人権の尊重、政治的民主化、市場経済化が各国の自主性の下に促進されるよう、積極的な支援を行なってゆくべきである。以上のような努力が、我が国の行動に対して国際的に起こり得べき否定的反応を払拭する唯一の方法であらう。

加えて、第2次世界大戦後に生まれた行政機構の改革すらが、いかに困難な問題に直面しているかを考えれば、憲法第9条改正がもたらす重大な影響を無視することはできないと言えよう。したがって、①武力行使を目的とする海外派兵をしない、②徴兵制を採用しない、③核武装をしない、という3原則を基本とするべきである。そして、「必要最小限の自衛力」を法律で規定するとともに、第2次世界大戦の経験に照らし、シビリアン・コントロールの徹底やチェック機能の整備など、自衛力の自己増殖を許さないルールづくりと民主主義の教育を充実させなければならない。

以上のような努力は、我が国が戦争の経験を活かし、今後新しい平和国家として、現実の課題に対応していくために必要・不可欠である。「戦争の放棄と戦力の不保持」を規定した現日本国憲法の意味は重く、その本質的思想を変えるべきではない。しかし、国際的に見て地域紛争の危機が払拭されない今日、我が国の国際社会における位置づけが憲法制定時とは大きく変化したことを考慮し、我々は「必要最小限の自衛力の保持とその国際的平和維持・救援活動への貢献」を、国民と国際社会の理解を得るためにわかりやすい形で法制化すべきであるとの結論に達した。

しかし、この法制化の方法は、各委員の歴史観や人生観などと大きく関わるものであり、早急に結論を出すにはあまりにも重要な問題である。そこで、ここでは開陳された意見の中から主な3つの考え方を紹介し、今後の議論の参考に供したい。

第1の考え方は、現憲法9条の規定を維持し、「安全保障基本法（仮称）」といった法律により定めようというものである。

第2の考え方は、現憲法9条を改正し、それらを明記しようというものである。

第3の考え方は、それらを修正9条として現9条と並記しようというものである。修正9条は時限的なものであり、日本国憲法が理想とするように、世界に平和が訪れた時には、これを削除することとする。国民が平和を希求する精神を持ちながらも、現在の世界情勢に対応するためにこうした決定を取らなければならなかったことについて、「国の顔」である憲法に敢えて明記することは、将来の国民のみならず諸外国の理解を得るためである。

## おわりに

世界が冷戦の終結後の新しい秩序を模索し、その中で日本は所謂成長至上主義的経済政策からの転換の必要性に直面している。55年体制の崩壊による政治の激動、バブル崩壊に伴う経済停滞は、そうした変革の必要性を示していると言えよう。世界において経済的に主要な役割を担うようになった日本が、今後どのような指針を示すかは、我が国だけではなく、世界にとっても無視できない重要な問題である。すなわち、現在日本が抱えている問題は、日本だけの問題ではなく世界の問題として捉えられているのである。別の見方をすれば、成長至上主義的経済政策の円滑な終焉を如何に図るかという問題は、将来アジア諸国などが経験するであろう課題に対する指針ともなりうるものとして捉えることもできる。

以上のように、我々は新しい日本の国家像を模索するという課題への挑戦を試みた。ここでの問題意識は、「21世紀にかけての世界における日本の立場・役割を考え、憲法・安全保障・国連等国际機関への対応を含め、どのような日本にしていくのか、そのために必要な国内のシステムの改革を考える」というものであった。この過程で改めて気づかされてきたことは、これまで我が国の国家像というものを考える機会がいかに少なかったか、ということである。言うまでもなく、ここで掲げた「新しい平和国家」は一つの考え方にすぎない。国家像については、所謂福祉国家論、産業国家論、文化国家論などといった、様々な視点からの論議が必要である。よって、我々は、こうしたテーマにつき、今後様々な視点から広く国民的論議が行なわれていくことを切に期待する。

以上

【注1：憲法改正国民投票法の制定と憲法裁判所の設置について】

(1) 憲法改正国民投票法の制定

憲法改正の手続きは、憲法第96条に規定されているが、実際の改正のためには、投票方法（条文ごと、又は一括）、承認の要件とされる過半数の意味（有効投票に対するものか、有権者総数に対するものか）など、国民投票の具体的手続き、要件を定めた憲法改正国民投票法の制定が必要である。これは、国民主権の原理に基づき、最高法規としての憲法が、国民の意志により民主的に正当化される手段として整備される必要がある。

(2) 憲法裁判所の設置

我が国は付随的違憲審査制を採用してきたため、現実の仕組みに対する司法のチェック機能がうまく働いていたかどうかという問題が存在する。これまで、最高裁判所の違憲判決は4種5件である。よって、最高裁による違憲審査権の行使が今のようにならざるは、憲法が現実から乖離してしまうという問題がないわけではない。真の法治国家を築くために、通常の事件の最終審を最高裁としつつも、憲法裁判は、それとは別の抽象的違憲審査制である憲法裁判所を設置することが望ましい。

付随的違憲審査制：通常の裁判所が、具体的な訴訟事件を裁判する際に、その前提として、事件の解決に必要な限度で、適用法令の違憲審査を行なう方式

抽象的違憲審査制：具体的な訴訟とは関係なく、法令について抽象的に違憲審査を行なう方式

【注2：サブシディアリティーの原則】

これには「得られうる最も低いレベルで意志決定を行なうこと」という意味がある。つまり、もし個人が単独で物事を解決するのであれば、個人は地域コミュニティを必要としない。個人が解決しえない分野においてのみ地域コミュニティは問題解決のため補完（サブシディアリティー）の機能を果たす。同様に地方自治体は地域コミュニティが解決できない分野のみを補完する。さらに、この関係は地方自治体を補完する機関としての中央政府、中央政府を補完するものとしての国際機関と広がっていく。これをサブシディアリティーの原則という。

※ ※ ※

# 新しい国家像を考える委員会

( 94・ 7・20)

(敬称略・50音順 \*は常任委員)

|      |     |     |         |                        |
|------|-----|-----|---------|------------------------|
| 委員長  | 堤   | 清   | 二       | (セゾンコーポレーション<br>取締役会長) |
| 副委員長 | 朝   | 倉   | 龍 夫     | (日本合成ゴム 取締役会長)         |
|      | 楠   | 川   | 徹       | (富士総合研究所 取締役会長)        |
|      | 依   | 田   | 直       | (電力中央研究所 理事長)          |
| 委 員  | 相   | 浦   | 紀 一 郎   | (大阪商船三井船舶 相談役)         |
|      | 青   | 葉   | 翰 於     | (日本経済調査協議会 顧問)         |
|      | *   | 赤   | 澤 璋 一   | (機械産業記念事業財団 会長)        |
|      | *   | 秋   | 山 庸 一   | (東京ガス 取締役副社長)          |
|      | *   | 新   | 将 命     | (日本サラ・リー 取締役社長)        |
|      |     | 五十嵐 | 修       | (日本航空 常務取締役)           |
|      | 池   | 内   | 得 二     | (積水ハウス 取締役)            |
|      | 石   | 坂   | 泰 彦     | (松屋 取締役会長)             |
|      | 一   | 樋   | 宥 利     | (ワイ ブイ 取締役社長)          |
|      | 井   | 出   | 光 二     | (檜崎産業 取締役会長)           |
|      | 井   | 上   | 貴 雄     | (巴川製紙所 取締役会長)          |
|      | 井   | 上   | 孝 男     | (住信基礎研究所 取締役社長)        |
|      | 岩   | 田   | 文 明     | (長崎屋 取締役副会長)           |
|      | 上   | 山   | 保 彦     | (住友生命保険 取締役会長)         |
|      | 大河原 | 愛   | 子       | (ジェーシー・フーズ 取締役社長)      |
|      | *   | 太   | 田 信 一 郎 | (三菱商事 顧問)              |
|      | 大   | 谷   | 和 夫     | (東芝プラント建設 相談役)         |
|      | 大   | 塚   | 誠 次 郎   | (大塚産業クリエイツ 取締役社長)      |



委 員

|   |                 |                              |
|---|-----------------|------------------------------|
|   | 大 塚 良 彦         | (大塚産業クリエイツ 専務取締役)            |
|   | 大 野 木 克 信       | (日本長期信用銀行 取締役副頭取)            |
| * | 岡 野 貞 夫         | (東芝機械 取締役社長)                 |
|   | 岡 村 昇           | (岡村事務所 代表)                   |
|   | 小 笠 原 敏 晶       | (ニフコ 取締役社長)                  |
| * | 奥 村 有 敬         | (興銀NWアセットマネジメント<br>取締役社長)    |
|   | 小 野 重 典         | (不動建設 取締役副社長)                |
|   | 柏 木 薫           | (柏木総合法律事務所 弁護士)              |
|   | 片 桐 良 雄         | (横浜倉庫 顧問)                    |
|   | 神 谷 克 郎         | (TDK 相談役)                    |
|   | 河 合 三 良         | (国際開発センター 会長・理事長)            |
| * | 河 合 良 秋         | (太陽生命保険 常務取締役)               |
|   | 川 田 嘉 一 郎       | (サンミック通商 相談役)                |
|   | 河 端 真 一         | (学究社 取締役社長)                  |
|   | マイケル・<br>ガルブレイス | (モルガン銀行 東京支店<br>ヴァイス・プレジデント) |
|   | 北 島 武           | (東京建物 取締役副社長)                |
|   | 北 村 一 男         | (山一証券投資信託委託 相談役)             |
|   | 清 山 信 二         | (鹿島建設 顧問)                    |
|   | 藏 原 正 昭         | (ワールド・インポート・マート<br>代表取締役)    |
|   | 小 泉 周 一         | (千代田商事 取締役社長)                |
|   | 小 島 慶 三         | (参議院議員)                      |
|   | 小 林 清           | (図書印刷 相談役)                   |
|   | 小 林 達 哉         | (日商岩井 常勤顧問)                  |
| * | 小 林 實           | (日本興業銀行 顧問)                  |
|   | 今 野 由 梨         | (ダイヤル・サービス 取締役社長)            |
|   | 坂 口 忠 一         | (ナショナル証券 取締役会長)              |

委 員

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| * 佐 藤 満 秋   | (ヘキストジャパン 専務取締役)       |
| * 志 賀 學     | (日本鋼管 取締役副社長)          |
| 志 賀 真 理 子   | (エー・シー・バンク東京<br>取締役社長) |
| * 澁 谷 志 朗   | (三菱商事 取締役副会長)          |
| 志 水 廣 典     | (極洋 取締役会長)             |
| * 志 村 文 一 郎 | (電気化学工業 取締役会長)         |
| 杉 原 明       | (日商岩井 顧問役)             |
| 杉 本 明       | (東京放送 専務取締役)           |
| 鈴 木 協 一     | (三井物産 専務取締役)           |
| * 住 吉 弘 人   | (コスモ石油 取締役会長)          |
| 関 口 昌 男     | (ニッタン 取締役社長)           |
| * 高 橋 寿 夫   | (日本空港ビルデング 取締役会長)      |
| 高 見 澤 二 郎   | (インドネシア石油 相談役)         |
| 田 島 榮 三     | (丸善石油化学 相談役)           |
| 立 花 和 郎     | (ライオン 相談役)             |
| 龍 野 廣 道     | (タツノ・メカトロニクス<br>取締役社長) |
| 田 中 保 一 郎   | (東京都民銀行 取締役会長)         |
| 田 部 井 昌 子   | (関塾 取締役社長)             |
| * 轉 法 輪 奏   | (大阪商船三井船舶 取締役会長)       |
| 土 岐 矩 通     | (ブラザーインターナショナル 顧問)     |
| 徳 田 耕       | (長銀投資顧問 顧問)            |
| * 中 川 幸 次   | (野村総合研究所 顧問)           |
| 中 村 龍 夫     | (ジャパンエナジー 相談役)         |
| 長 坂 強       | (長坂事務所 所長)             |
| * 成 田 重 行   | (オムロン 常務取締役)           |
| * 成 田 豊     | (電通 取締役社長)             |

委 員

|   |   |   |         |                          |
|---|---|---|---------|--------------------------|
|   | 花 | 村 | 理       | (日興証券 顧問)                |
|   | 林 |   | 裕       | (第一勧銀総合研究所 取締役会長)        |
|   | 林 | 田 | 悦 典     | (金山証券 取締役会長)             |
|   | 原 |   | 純 夫     | (東京銀行 相談役)               |
|   | 樋 | 口 | 廣 太 郎   | (アサヒビール 取締役会長)           |
|   | 廣 | 江 | 勲       | (森ビルコンサルタンツ 代表取締役)       |
|   | 廣 | 瀬 | 修       | (アンダーセンコンサルティング<br>常任顧問) |
|   | 廣 | 瀬 | 勝       | (日本債券信用銀行 取締役副頭取)        |
|   | 福 | 井 | 幸 平     | (前田建設工業 常務取締役)           |
| ○ | * | 福 | 井 俊 彦   | (日本銀行 理事)                |
|   | * | 福 | 川 伸 次   | (神戸製鋼所 取締役副会長)           |
|   | * | 福 | 島 吉 治   | (野村證券投資信託委託 取締役社長)       |
|   | * | 堀 | 江 鐵 彌   | (日本長期信用銀行 取締役頭取)         |
|   |   | 本 | 田 精 一   | (日産火災海上保険 顧問)            |
|   |   | 本 | 田 隆 男   | (ジョンソン 取締役社長)            |
|   |   | 松 | 浦 均     | (日東興業 取締役会長)             |
|   |   | 松 | 浦 資     | (富士総合研究所 常任監査役)          |
| ○ | * | 松 | 本 英 一   | (東京銀行 常任顧問)              |
|   | * | 松 | 本 洋     | (国際文化会館 専務理事)            |
|   |   | 皆 | 川 廣 宗   |                          |
|   | * | 宮 | 岡 公 夫   | (日本郵船 取締役会長)             |
|   |   | 宮 | 本 四 郎   | (商工中金 顧問)                |
|   |   | 村 | 上 和 夫   | (村上法律事務所 弁護士)            |
|   |   | 茂 | 木 賢 三 郎 | (キッコーマン 常務取締役)           |
|   | * | 茂 | 木 友 三 郎 | (キッコーマン 取締役副社長)          |
|   |   | 森 | 保       | (安田火災海上保険 常務取締役)         |
|   | * | 諸 | 井 虔     | (秩父セメント 取締役会長)           |

委 員

|   |   |   |     |                   |
|---|---|---|-----|-------------------|
|   | 安 | 井 | 正   | (三菱信託銀行 相談役)      |
|   | 山 | 本 | 温   | (三菱石油開発 取締役会長)    |
|   | 山 | 本 | 恵 朗 | (富士銀行 取締役副頭取)     |
| * | 横 | 溝 | 雅 夫 | (日興リサーチセンター 副理事長) |
|   | 吉 | 瀬 | 維 哉 | (トラスト60 会長)       |
| * | 依 | 田 | 智 治 | (野村證券 常任顧問)       |

以上107名